

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高 橋 はるみ

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の告示……………	(総務部総務課)	21
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課)	22
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………	(農業施設管理課)	22
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	22
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	23
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	23
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	24
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	24
○森林法による通知に代える公示(3件)……………	(治山課)	25
○土地収用法による事業の認定……………	(建設部総務課)	25
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(維持管理防災課)	26
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	26
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	26
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	27
○都市計画の変更の決定……………	(都市計画課)	32

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	32
------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	32
------------------------	----

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	33
------------------------	----

告 示

北海道告示第168号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成30年3月9日

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 北海道庁本庁舎等で使用する電力

ア 予定契約電力	1,670kW
イ 年間予定使用電力量	4,736,000kWh

(2) 北海道庁別館西棟庁舎で使用する電力

ア 予定契約電力	159kW
イ 年間予定使用電力量	311,800kWh

(3) 指定庁舎等で使用する電力(業務用)

ア 業務用電力(一般)	
(ア) 基本料金	587kW
(イ) 電力量料金	2,086,300kWh

イ 業務用電力(平日休日別)

(ア) 基本料金	705kW
(イ) 電力量料金(平日)	1,963,900kWh
(ウ) 電力量料金(休日)	820,400kWh

ウ 業務用電力(時間帯別)

(ア) 基本料金	36kW
(イ) 電力量料金(昼間)	26,400kWh
(ウ) 電力量料金(夜間)	23,900kWh

2 落札を決定した日

平成30年1月31日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(2)

ア 氏 名	北海道電力株式会社
イ 住 所	札幌市中央区大通東1丁目2番地

(2) 1の(3)

ア 氏 名	丸紅新電力株式会社
イ 住 所	東京都中央区日本橋2丁目7番1号

4 落札金額

(1) 1の(1)のア	591.28円
(2) 1の(1)のイ	18.12円
(3) 1の(2)のア	598.78円
(4) 1の(2)のイ	18.12円
(5) 1の(3)のアの(ア)	615.60円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年12月15日付け北海道告示第696号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部総務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
- 8 その他
3の(2)の落札者は契約締結を辞退した。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北竜土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成30年3月9日

同	同	同	川島直美	同	北竜町字碧水78番地1
同	同	同	谷本徹	同	雨竜町字渭の津74番地64
同	同	同	西野利幸	同	北竜町字三谷47番地1
同	同	同	川上健康	同	北竜町字美葉牛114番地1
同	同	監	事河野朗	同	北竜町字岩村7番地1
同	同	同	深瀬純一	同	北竜町字恵岱別40番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、北竜土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成30年3月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成30年3月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 二海郡八雲町浜松154の7から154の9まで・154の23から154の25まで・258の2・260・284の4（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第173号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 磯谷郡蘭越町字川上202の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 解 除 の 理 由 鉄道用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 中川郡中川町字琴平（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第174号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 河西郡更別村（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第175号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年3月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北斗市・虻田郡豊浦町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北斗市・茅部郡森町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 茅部郡森町・樺戸郡月形町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

森町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 亀田郡七飯町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課並びに北斗市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第176号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年3月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 沙流郡日高町・中川郡本別町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）、紋別市・夕張郡栗山町・紋別郡雄武町・日高町・本別町・足寄郡陸別町（以上

1市5町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高町・本別町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）、紋別市・栗山町・雄武町・日高町・本別町・陸別町（以上1市5町について次の図に示す部分に

限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡陸別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに紋別市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第177号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容をむかわ町役場の掲示場に掲示した。

平成30年3月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 通知の内容 平成30年北海道告示第126号

2 所在が不明な者 首藤 カツエ

北海道告示第178号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年3月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 通知の内容 平成30年北海道告示第137号

(2) 所在が不明な者 船登 弘夫、船登 弘次、山本 玲子

(3) 掲示場所 函館市役所

2(1) 通知の内容 平成30年北海道告示第137号

(2) 所在が不明な者 飯田 きぬ子

(3) 掲示場所 新ひだか町役場

北海道告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年3月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 通知の内容 平成30年北海道告示第83号

(2) 所在が不明な者 市原 定雄

(3) 掲示場所 豊浦町役場

2(1) 通知の内容 平成30年北海道告示第83号

(2) 所在が不明な者 藤森 和子

(3) 掲示場所 壮瞥町役場

3(1) 通知の内容 平成30年北海道告示第125号

(2) 所在が不明な者 合田 律子、石黒 一男、岩田 正男、太田 金次郎、岡田 吉弥、兼六株式会社、小林 幸作、澤田 藤作、谷口 桂、中村 迪子、野村 榮太郎、長谷川 藤次郎、雛田谷 仁三郎、元塚 大二郎、山本 榮次郎、輪島 實

(3) 掲示場所 浜中町役場

北海道告示第180号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年3月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 起業者の名称 夕張市

2 事業の種類 夕張市清水沢都市拠点複合施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 北海道夕張市南清水沢4丁目地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由 次のとおり（「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課

及び夕張市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。)

5 起業地を表示する 夕張市役所
図面の縦覧場所

北海道告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 路線名 相生蘭越線
3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
磯谷郡蘭越町蘭越町531番2地先から 同郡蘭越町蘭越町530番29地先まで		前	14.02mから 24.10mまで	180.00m	—
		後	14.02mから 24.10mまで	180.00m	—

北海道告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 苦務小利別停車場線	足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野基線34番5地先から 同郡陸別町字ポントシュベツ原野基線34番1地先まで	平成30. 3. 9

北海道告示第183号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

泊川2号沢川（Ⅰ－51－0530）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌市三泊町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
塩見の沢川（Ⅱ－51－0500）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌市塩見町、三泊町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
三泊沢川（Ⅱ－51－0510）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌市三泊町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
竹谷の沢右支川（Ⅱ－51－0540）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌市三泊町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
資材置場2の沢川（Ⅲ－51－015）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌市大字留萌村字カモイワ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
春日の沢川（Ⅲ－51－016）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌市大字留萌村字カモイワ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
塩見（５－68－475）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌市塩見町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- （「次の図」は省略し、その図面を留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年３月９日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌見晴町2丁目1（I－5－44－2261）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市見晴町1丁目、見晴町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌沖見町4丁目（I－5－45－2262）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市沖見町4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌沖見（I－5－46－2263）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市沖見町4丁目（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌泉町1丁目2（I－5－52－2269）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市泉町1丁目、見晴町2丁目、見晴町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌寿町3丁目（I－5－54－2271）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市寿町2丁目、寿町3丁目、瀬越町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌宮園町3丁目（I－5－55－2272）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市宮園町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌春日町1丁目4（I－5－62－2279）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市大字留萌村字カモイワ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌春日町（Ⅰ－５－64－2281） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市春日町1丁目、春日町2丁目、塩見町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌塩見町4（Ⅰ－５－65－2282） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市塩見町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌塩見町5（Ⅰ－５－66－2283） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市塩見町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌三泊町1（Ⅰ－５－67－2284） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市三泊町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌三泊町9（Ⅰ－５－69－2286）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市三泊町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌三泊町12（Ⅰ－５－70－2287） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市三泊町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌大町3丁目（Ⅰ－５－120－3112） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市大町2丁目、大町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌大町1丁目1（Ⅰ－５－121－3113） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市大町1丁目、大町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌浜中町1（Ⅱ－５－35－1616） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市浜中町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌浜中町3（Ⅱ－5－36－1617） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市浜中町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌見晴町2丁目2（Ⅱ－5－37－1618） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市見晴町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌寿町2丁目（Ⅱ－5－45－1626） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市寿町2丁目、瀬越町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌堀川町3丁目2（Ⅱ－5－50－1631） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市堀川町3丁目、大字留萌村字カモイワ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌大町2丁目（Ⅱ－5－51－1632） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市大町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌春日町1丁目7（Ⅱ－5－55－1636） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市春日町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌塩見町1（Ⅱ－5－56－1637） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市塩見町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌塩見町2（Ⅱ－5－57－1638） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市塩見町、大字留萌村字ヲムロ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌塩見町3（Ⅱ－5－58－1639） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

留萌市塩見町、大字留萌村字ヲムロ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌三泊町2（Ⅱ－5－59－1640） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市三泊町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌三泊町4（Ⅱ－5－60－1641） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市三泊町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌三泊町5（Ⅱ－5－61－1642） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市三泊町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌三泊町6（Ⅱ－5－62－1643） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市三泊町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌三泊町10（Ⅱ－5－63－1644） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市三泊町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌大町1丁目3（Ⅱ－5－145－2385） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市大町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌大町1丁目4（Ⅱ－5－146－2386） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市大町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌大町1丁目2（Ⅲ－5－15－589） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市大町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	---

留萌春日町1丁目3（Ⅲ－5－16－590） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市大字留萌村字カモイワ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌春日町1丁目8（Ⅲ－5－17－591） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市春日町1丁目、塩見町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌三泊町3（Ⅲ－5－18－592） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市三泊町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌三泊町8（Ⅲ－5－19－593） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市三泊町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌三泊町11（Ⅲ－5－20－594） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市三泊町（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌三泊町13（Ⅲ－5－21－595） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市三泊町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 工場裏の沢川（Ⅱ－51－0490） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市春日町2丁目、塩見町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 資材置場1の沢川（Ⅲ－51－014） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市大字留萌村字カモイワ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ラムロの沢川（Ⅲ－51－017） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市春日町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	--

次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）		33,480円	
北海道告示第185号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。 その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成30年3月9日		5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
1 都市計画の種類 道路		6 一般競争入札の公告 平成30年1月26日付け北海道渡島総合振興局告示第5号	
2 都市計画を定めた土地の区域		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地		(1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課	
幹線街路 3・3・1号 大樹本通 大樹町字振別 大樹町字下大樹 大樹町西本通		(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号	
幹線街路 3・4・5号 駅前通 大樹町寿通1丁目 大樹町二条通 大樹町一条通			
幹線街路 3・4・13号 寿ふれあい通 大樹町西本通 大樹町寿通3丁目 大樹町寿通1丁目			
総合振興局告示及び振興局告示			
北海道渡島総合振興局告示第53号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年3月9日		北海道教育庁渡島教育局告示第27号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年3月9日	
北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和		北海道教育庁渡島教育局長 河 原 範 毅	
1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 乗用自動車の賃貸借（保健環境部環境生活課） 1台分 一式		1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 渡島管内道立学校で使用する電力	
2 落札を決定した日 平成30年2月28日		(1) 基本料金（契約電力1キロワット当たりの単価） 21校 合計1,428キロワット	
3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社トヨタレンタリース函館		(2) 電力量料金（使用電力量1キロワット時当たりの単価） 21校 合計3,463,335キロワット時	
(2) 住 所 函館市杉並町5番20号		2 落札を決定した日 平成30年2月6日	
4 落札金額		3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道電力株式会社	
		(2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番地	
		4 落札金額 (1) 634.85円	
		(2) 18.12円	
		5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
		6 一般競争入札の公告 平成29年12月22日付北海道教育庁渡島教育局告示第60号	
		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室	
		(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号	

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成30年3月9日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸
